

令和3年11月24日

各位

第49回衆議院議員総選挙

立候補者（兵庫県第1区） 木原 功仁哉

### 記者会見の御案内

以下のとおり、私が原告となって提起した選挙無効請求訴訟及び供託金返還等請求訴訟の記者会見を行います。

私は、10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙において、「ワクチン中止」「子供達をワクチン薬害から守る」を公約に掲げ、兵庫県第1区（神戸市東灘区、灘区、中央区）から立候補しました。その結果、7174票（得票率3.4%）を獲得し、「ワクチン中止」の声が一定数存在することが明らかになったにもかかわらず、衆議院はワクチン推進の議員のみで占拠され、この声が全く国政に届いていません。

そもそも、現在の選挙制度（小選挙区比例代表並立制）は、沿革的には、政党助成制度や供託金制度をも含めた不可分一体となる様々な憲法問題が存在します。これらは密接不可分な関係にあることから、その根本問題を問うために本件訴訟を提起することとしました。

本件における争点の概要は

- 1 重複立候補を認めることは、被選挙権の二重付与である点
  - 2 現行制度の小選挙区制では、当選者が1人となるため、中選挙区制のような多彩・多様な政策の提示を妨げて投票行動の選択肢が極小化することによって政治への関心が低下して投票率が漸減するという参政権の閉塞的情况を解決し得ないため、国民主権による国民の意志を投影しない選挙制度の形骸化を防ぐことができない選挙制度を放置することの違憲性が問われなければならない点
  - 3 現行の選挙供託金制度とその没収制度は、立法理由と立法事実を欠いたものであるとする点
- であり、これらは、個別的な独立した問題ではなく、参政権の閉塞的情况下での選挙制度全般の不可分一体となる複合問題であり、現在では、平等選挙、普通選挙等の原則が否定され、実質的には差別選挙、制限選挙が行われていることが問題の要諦となっているのです。

このことについて説明するため、下記の日時場所において記者会見を開催いたしますので御案内申し上げます。

なお、本件訴訟の各訴状は、11月29日までに反ワクチン運動基金 HP (<https://hanwakukikin.jp/record/>) に掲載する予定ですので、ぜひご一読ください。

### 記

日時 令和3年11月30日（火）午後2時00分～（開場：午後1時30分）

開催場所 大阪弁護士会館 9階920会議室

大阪市北区西天満 1-12-5

京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分

地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分

出席者 木原功仁哉、南出喜久治（代理人弁護士）

連絡先 木原功仁哉法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 3-10-3 ARK 西天満ビル 4階

TEL 06-6809-2562 FAX 06-6809-2563 E-mail info@kihara-law.jp